

第 239 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 239 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 11 月 09 日（金）15:07～16:52

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 港湾空港技術研究所情報システム運用管理業務（（独）港湾空港技術研究所）
- 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（農林水産省）
- 消費動向調査（内閣府）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林主査、尾花副主査、逢見専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員、
廣松専門委員、椿専門委員

（（独）港湾空港技術研究所）

企画管理部 業務課 西井課長、佐々木課長補佐、高橋契約係長

（農林水産省）

大臣官房 統計部 管理課 情報室 吉田室長、小川課長補佐、阿部係長、石本係長

（内閣府）

経済社会総合研究所 景気統計部 中垣部長、池本研究専門官、大橋研究専門職

（事務局）

古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第 239 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、港湾空港技術研究所の情報処理システムの運用管理業務と、農林水産省の行政情報システム運用管理業務、内閣府の消費動向調査の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、港湾空港技術研究所の「情報処理システムの運用管理業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

本日は、港湾空港技術研究所企画管理部業務課西井課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○西井課長 西井です。よろしくお願いします。

本日は、先般、委員の先生方に御審議いただきました情報処理運用管理業務の実施要項（案）について、先月の 10 日から 30 日まで意見調整を行いまして、1 者から 9 件の意見提出がありました。その意見に対する回答で一部実施要項の修正等を行っております。

早速ですが、本案件につきまして、担当の佐々木のほうから意見に対する回答（案）の御説明を申し上げます。よろしくお願いします。

○佐々木課長補佐 佐々木です。説明させていただきます。

意見については、資料のとおり 9 項目ございました。最初に、意見の概要と回答について説明させていただきます。その次に要項の修正について説明いたしたいと思います。

まず、1 項目目が正常稼働率についての問いや意見です。正常稼働率について運用時間以外に障害が発生した場合はどうとらえるのかというような内容と思われれます。

関連します 2 番目が、同じく正常稼働率にかかわるところですけれども、ハードウェア、ソフトウェアに関する原因によって障害が発生したときの正常稼働率の範囲というののはどこまでをとらえるのかというような質問と思われれます。

これに対しまして、1 番目につきましては、運用時間以外についてはサービス停止の対象外。これにつきましては、要項のほうの記載に、民間事業者が本業務を実施しなければならない時間に対してという記載がありますので、それらをサービス停止時間に対象外とするように明確に要項のほうを修正したいと思っております。

2 番目のハードウェア、ソフトウェア関連の原因の場合の停止につきましても、ハードウェア並びにソフトウェアの原因によって停止した場合は、そのハードウェア、ソフトウェア業者に引き渡しを指示した時点については、復旧までの時間については対象外とするということを明確に要項のほうには記載したいと思います。

3 番目が、セキュリティーの重大障害について具体的な内容を記載したほうがいいということなのですけれども、これにつきましては、例えばメールアドレス一覧表を送るのに宛先を間違えて漏えいしてしまうとか、そういったことがあるかと思われれますけれども、これにつきましては内容が種々ありますので、具体的な提示はしないということにしております。

4 番目がウイルスソフトなどのパターンファイルの更新ですけれども、これをリリース

する6時間以内ということにしていますけれども、勤務時間外とか運用時間以外にリリースされた場合の6時間の考え方ということですので、これにつきましては、運用時間外にリリースされた場合については翌日の運用時間が始まるところが起算する基準になるというふうに判断しまして、これも要項の修正に入れております。

5番目がシステム運用上の重大障害につきましてですけれども、「長期にわたり」とありますけれども、この長期というのはどれぐらいかということ意見をとして挙げているのですけれども、これにつきましても障害の内容によって種々判断されると思いますので、明確な記載はしないということにしております。

6番目ですが、『ただし、額から減額して支払うものとする』は余分な文章と思われる」ということですが、これにつきましては記載のミスでしたので、削除するよう修正を行います。

その下ですが、正常稼働率が95%未満の場合は1%の減額。95を下回った場合はどのように考えるのかという問い合わせですが、これについては、95%未満の場合は一律の減額としております。

7番目ですが、現在の受注者に対して、業務の引き継ぎについては負担になるというふうにとらえられているようですが、当方の考えとしましては、引き継ぎについては現状でもマニュアルを整備するというにしておりますので、運用管理を行う業務の範囲内で引き継ぎを行う。それよりも次の新しい事業者が資料を求めるとある場合は、それは新しい運用事業者のほうの費用負担とするというふうに判断しております。

8番目ですが、「SLAをもっと」ということですが、これにつきましては、1回目の委員会でありましたとおり、SLAについては、この運用管理の契約の規模を見ましても導入はしないように考えておりますので、適用はされなというふうにしております。

9番目ですが、まず1つ目ですが、ネットワークの運用管理の切り分けのポイントはということですが、これについては、この意見のとおりということで認識しております。

2つ目は、ウイルスソフトなどのパターンファイルの更新6時間という記載ですが、これを調達仕様書のほうに記載していただきたいということですが、要項に記載してあることによって契約仕様としては成立していると思いますので、改めて調達仕様書のほうに記載はしない。

3つ目ですが、更新プログラムのアップデートポリシーについてですが、プログラムの内容によりまして、すぐ適用するとか様子を見て適用するとかさまざまありますので、これにつきましては特に明記はしないというふうに判断しております。

次に、データのバックアップの対象につきましても、現在、調達仕様書の記載で十分ではないかというほうでは判断しております。

続きまして、問い合わせ対応範囲の明記ですが、当初の規定上、勝手にソフトは入れられない、許可を得て入れるというふうに規定はありますけれども、情報処理に関する問い合わせに対しては、なるべく対応していただくというふうに考えております。

最後になりますけれども、ネットワーク構成ですけれども、もう少し詳しいものをつけてほしいような内容なのですけれども、これにつきましては、当方のセキュリティーにも関連してきますので、詳しいものはつけません。ただし、入札公告になった場合には、相手方より要望があれば閲覧することは可能と考えております。

次に、要項の修正についてですが、以上の意見を受けまして、要項の4ページ、意見の項番の1と2になりますけれども、要はサービスの停止時間を明確にするということで追加させていただきました。

それと、意見の4番目ですが、これが4ページ目の下から7行目、8行目になりますけれども、パターンファイルのリリース後6時間というのは、民間事業者が本業務を実施しなければならない時間以外のリリースにあっては、開始から6時間というふうに明記しております。

それと、項番6の余分な文章と思われるというところが、5ページ目の中段あたりにあるのですけれども、これは記載ミスですので削除しました。

説明については以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 サービス停止時間のところですが、パブコメで言うと2番にかかわる修正で、実施要項の通し番号で言うと6ページのところです。本来業務を実施しなければならない時間以外の時間は外すということなのですけれども、そうすると、その上の正常稼働率の数式がありますけれども、「(1ヶ月の日数×24時間) - (サービス停止時間)」となっているということで、これは24時間稼働させることを前提に考えている式ではないかと思うのです。これと今のサービス停止時間の考え方を変えたことによって、正常稼働率の式がこれでいいのかという感じがしますけれども、いかがですか。

○佐々木課長補佐 対象となるのは確かに1か月の24時間分になるのですけれども、サービス停止時間については、勤務時間以外に、あるいは土日とかに停止した分について、その運用事業者のほうに責任を持たせるというか、そういうことについては過剰ではないかということで、この式でよろしいのではないかと判断しています。

○小林主査 今の、これを読む人が誰かということなのです。これを読む人は、サービスを提供する運用管理業務をする人ですね。

○佐々木課長補佐 そうです。

○小林主査 その人たちの時間というのは決められた時間があって、その時間内にサービスが停止してしまったら、それはだめですよという意味ですね。

○佐々木課長補佐 はい。

○小林主査 そうすると、もちろん研究所としては1か月の日数×24時間がフル稼働しなければいけないのですけれども、当該運用管理業務者にとっては、自分たちの責任の範囲は

そこではないわけだから、全部 24 時間を切り取る必要はないのではないですか。

○大山専門委員 今の件をわかりやすく説明すると、95%未満だから、5%がとまっている時間の上限だということですね。

○佐々木課長補佐 そうです。

○大山専門委員 24 時間を母数にすると、20 日間としたときには、5%とると大体 24 時間が出てくるので、20 日×5%だから 1 日なので、丸 1 日分だから 24 時間ということは、この式で言うと、稼働時間が 24 時間とまってもいいのです。もしここを 24 ではなくて、もともとの時間にすると稼働している時間は、例えばこの場合、8 時間 45 分が 5%の上限なのです。それでどちらなのですかという、単純に言うとそういう質問なのです。5%というのは 3 日弱とまってしまっているのですかというふうに考えていただくほうが、この式の妥当性はわかりやすいと思うのです。そもそも 95 に設定した意味がどちらなのかということを見ると、最初のはもともと丸 1 日分とまっているということなので。

○佐々木課長補佐 そういう意味では、これは書いてあるとおりでいいですよ。

○大山専門委員 業務 3 日弱とまっても 5%ですよ。

○佐々木課長補佐 とまるときは大体連続ですから、本当の停止時間としては連続でカウントされると思うのです。

○小尾専門委員 皆さんの意図はあれかもしれないのですけれども、多分、1 か月の日数×24 時間というところを、例えば 1 か月、土日を除くと 20 日ちょっとだと思うのですが、20 日×8 時間 45 分に変えてはいけませんかということ。そうすると、基本的にこれを受注する業者さんが実際に責任を持たなければいけない時間の中、全体、引く、実際にサービスが停止している時間の割合というふうになるので、それではなくて、なぜ 1 か月の日数×24 時間というのを全体の時間として使っているかというのが皆さんが聞きたいことだと思うのです。

○小林主査 いかがですか。

○佐々木課長補佐 どちらかという、8 時間 15 分×1 か月の勤務日数をベースにしたほうがよろしいのではないかと。

○小林主査 多分パブリックコメントで質問が出たのも、サービス停止時間というのほどどこまでカウントされるのですかという、ここは 24 時間になっているので、トータルの全部の時間になっているので、どこまで責任を持たなければいけないのですかという疑義だと思うのです。だから、それは業務を行っていただく時間は、原則としてそれは責任を持ってくださいということであれば、その責任のパイというのは 1 か月の日数×24 時間ではなくて、1 か月の勤務日数×8 時間何分ということなので、そちらのほうが疑問がない。

○西井課長 わかりやすい。

○小林主査 わかりやすいということですね。

○大山専門委員 しつこいですけれども、結果も違うので、1 日で 5%か、3 日弱で 5%かというのは全く違うので、ディスインセンティブの与え方に関する考え方からすると、

普通5%といったら、20日あったら1日だろうなと思うのだけれども、そこが3日という。
○西井課長 そうですね。この辺につきましては、委員の先生方から話がありましたように、わかりやすくという形であれば8時間という形でよろしいのかなと思っております。

確かに24時間と書いてあるので、あえてサービス停止時間という定義ではないですけれども、そこで時間外は外すということにしています。

○宮崎専門委員 そういう意味でこれは引いているのですか。

○西井課長 はい。そこで外すということにして、結局は8時間ですよということを行っているのですが、確かに停止時間だけの数値と24時間のほうの数値とは違って、多分、先ほど委員の先生の3日と1日という話になろうと思います。この辺は勤務時間という形で、24を8に変えたほうがわかりやすいかというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

○逢見専門委員 そのほうが論理的だと思います。

○小林主査 読み手に対してわかりやすいですね。

それはちょっと修正していただいてもいいですか。

○西井課長 はい。

○小林主査 ほかにいかがでしょうか。

○小尾専門委員 先ほどの項番3に関係するのですが、この文章は「個人情報等の機微な情報の流出等」とあるのですが、通常だと、例えば本業務で知り得た情報の流出等というふうな表現をするのが一般的なような気がするのですが、あえて個人情報等と書かれているのはなぜなのでしょう。

表現だと思うのですが、「個人情報等」と書いていると、ほかの個人情報ではない情報はいいかみたくない話になってしまうので、一般的にはもうちょっと幅広く「情報等の流出」というふうに表現したほうが良いと思うのですが、実際にセキュリティーの重大障害というところ考え方と思うので、個人情報以外のものはセキュリティーの重大障害ではないとお考えだとすれば、それはこの表現でも良いと思うのですが、そこら辺の考え方。

○佐々木課長補佐 個人情報等という「等」で逃げてはいるのですけれども、セキュリティーと考えたときに真っ先に思いつくのが個人情報データ、アドレスとか個人の情報とかということで「個人情報等」としたのだと思います。ただ、おっしゃるとおり、重大障害というのは個人情報だけに限らないですので、積算金額とか、うちは研究所ですから研究データとかです。

○小林主査 個人情報の「個人」を取って「情報等」が良いのかわからない。何ですかね。「業務に多大な障害が生じるようなセキュリティーの重大障害」というふうに、「重大障害」が業務の重大障害とセキュリティーの重大障害と二重に入っているのですごくわかりにくいのです。だから、情報の流出等により発生する、それに係るセキュリティーの重大障害とかと言ったほうが、だから、多分質問も業務に重大な障害というのは何だということを知っているのですね。

- 小尾専門委員 表現だと思うので。
- 小林主査 表現ぶりをちょっと変えてもらったほうがいいですけども、どんな表現ぶりが普通ですか。
- 佐々木課長補佐 今おっしゃられた内容のほうがよろしいかとは思いますが。
- 小林主査 「機微な情報」というのは、普通の表現ですか。「機微な情報」というのは余り聞いたことが。
- 大山専門委員 医療系でよく使う。
- 佐々木課長補佐 調べると、情報関係のそういう言い回しみたいで。
- 小林主査 ここにも情報関係の専門家がいらっしゃいますから。
- 佐々木課長補佐 「機微な情報」というと、そういった漏れてはいけないような個人情報みたいなことを指す場合もあるみたいで。
- 小林主査 でも言いたいのは、セキュリティーの重大障害件数が0件だということでしょう。
- 大山専門委員 そういうことです。
- 逢見専門委員 だから、本業務に起因して業務に多大な支障が生じるようなセキュリティーの重大障害とか、このところを取ってしまってもいいような気がします。
- 佐々木課長補佐 そのとおりだと思います。
- 小林主査 この修文も。
- 大山専門委員 確かにわかりやすくしてあげたらいいような。
- 小林主査 ほかにいかがですか。
- 尾花副主査 今の点と少し重なるのですが、パブリックコメントの3と5、今の業務に多大な支障が生じるセキュリティーの重大障害及び、例えば長期にわたり正常に稼働できない場合の長期は何か。いずれも業務に多大な支障が生じるということが漠としているので、わかりにくいからその前の長期にわたる正常稼働できないのが何かとか、あとは、情報の流出はどういうものを言うのかという御質問が多分パブリックコメントで来たように思うのですが、この場合、例えばその大もとになる重大障害を認識する一番直近の原因である業務に多大な支障というのは、どのレベルを考えているのかというのを何か記載することはできないでしょうか。
- 例えば、そちら様は一部の管理部門と7領域の3センター研究部門により組織されていると書かれているので、例えば1部門の業務が1時間障害を受けるというような、これは思いつきなのですが、多分そのあたりを何か工夫できると、このパブリックコメントで意見をおっしゃっている方の懸念が晴れるようには思うのですが、少なくとも1部門の通常営業に多大な支障とか書くだけでも重大障害の定義や頻度になるかと思ひまして、ちょっと申し上げました。
- 佐々木課長補佐 難しい。
- 尾花副主査 難しいですか。

○佐々木課長補佐 ではないですかね。

○小林主査 先ほどの1か月24時間か、それとも8時間ちょっとかという話ともあれかなと思います。だから、ここの文脈ではどちらなのですか。1か月24時間を考えて、長期にわたりというのを書かれているという理解ですか。

○佐々木課長補佐 当方で記載しておきながら何ですけれども。

○逢見専門委員 95%というのは、まず正常稼働率としてあって、あとの部分は件数で言っているので、95%は1か月ではクリアしたのだけれども、しかし、非常に支障があった重大業務の支障が生じたときに多いですねというのが仮に95%クリアしたとしても、そういうものがあつたらだめですよということを言いたいのかなと思うのです。

○佐々木課長補佐 サービス停止時間というのは、ネットワークが使えない状態ですね。ここで言うセキュリティの重大障害というのは、ネットワークは使えているのだけれども。

○逢見専門委員 使えるけれども、何か情報が漏れたとか。

○佐々木課長補佐 漏れているとか。

○逢見専門委員 あと、今の②のところですが、「長期にわたり正常に稼働できない」という場合の長期というのは、95%との関係はどうなのかということですね。正常稼働率でもクリアできるけれども、しかし、やはり長期だというのがあるのかどうか。

○小林主査 どちらを想定していらっしゃいますか。

○西井課長 この辺、長期にわたりというのは、なかなか数値とかにあらわすのはできないような現状だと思います。ここで言うのであれば、正常稼働ができない事態とかでつなげて、そのまま下の文章という形で「長期にわたり」を取ってしまうほうがわかりやすい。

○小林主査 そうですね。では、そのようにお願いします。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林主査 では、今のところの修文ですが、事務局で整理していただいていいですか。

○事務局 そうしましたら、まず、正常稼働率の算出のところで、「1ヶ月の日数×24時間」は、「24時間」のところを「運用管理業務の時間帯」とするということで内容を修文いたします。

それから、②の「システム運用上の重大障害の件数」のところで、「長期にわたり」という文言があるのですけれども、これは削除していただくということでございます。

それから、①「セキュリティの重大障害の件数」のところですが、これは「個人情報等の機微な情報の流出等により」という文章になっていますので、明確にわかるような内容にさせていただくというところでもよろしいでしょうか。

○小林主査 「本業務に起因する情報の流出等により」でもいいですよ。「個人情報等の機微な」というのを入れなくてもいいのではないですか。

○事務局 そうしましたら、「個人情報等の機微な」というところを削除していただくとい

うことでよろしいでしょうか。

○小林主査 それでわかりますか。

○逢見専門委員 「本業務に起因する」から「業務に多大な支障が生じる」というところにつないでしまえばいいということですね。

○事務局 わかりました。そうしましたら、ここは「本業務に起因する業務に多大な支障が生じる」というふうに。

○逢見専門委員 「起因して」かな。

○事務局 「起因して」ですか。

○逢見専門委員 「起因して」です。

○事務局 はい、わかりました。

○小林主査 いいですか。それでは、その点は修正事項を各委員にフィードバックしていただいて確認するという手順でいいですか。

(「はい」と声あり)

○小林主査 それでは、「港湾空港技術研究所情報処理システム運用管理業務」の実施要項(案)については、ただいまの事務局でまとめていただいた点の修文を事務局と検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかは、事務局から確認すべきことはありますか。いいですか。

それでは、ただいまの修正事項を委員が確認しまして、その上で本実施要項(案)につきましても、確認をもって小委員会での審議をおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、3点の修正事項について、委員の先生方には確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そのほかにも確認したい事項等がありましたら事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理していただいて、各委員に結果を送付いただきたいと思います。

港湾空港技術研究所におかれましては、もうちょっとファインチューニングしなければいけませんけれども、それをよろしく願いしたいと思います。その上で、本実施要項(案)に沿いまして適切に事業実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○西井課長 ありがとうございました。

(港湾空港技術研究所退室、農林水産省入室)

○小林主査 それでは、次に、「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の実施要項

(案)の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部管理課情報室吉田室長に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○吉田室長 農林水産省統計部情報室の吉田でございます。よろしくお願いたします。

早速でございますけれども、お手元の「農林水産省行政情報システムの運用管理業務における民間競争入札実施要項(案)」につきまして御説明させていただきます。

お手元の実施要項(案)につきましては、9月14日に一度御審議をいただきまして、委員の皆様からの御指摘を踏まえ修正を行いまして、パブコメに付させていただきましたものがございます。パブコメは10月10日から10月31日までの22日間実施しておりまして、6者から46件の御意見が提出されました。その意見の多くが積算精度向上のための細かな内容の確認でございました。これらの意見を精査、検討いたしました結果、5件を採用いたしまして、実施要項に反映することとしております。

なお、同じ意見もございましたので、実質的な修正は3箇所になっております。

具体的な修正箇所でございますけれども、まず1点目でございます。実施要項(案)の右下の7/147ページをお開きいただきたいと思います。このページの(1)「プロジェクトマネジメント」の(p)「教育」の部分でございます。ここで、積算精度向上のため、研修の頻度について具体的な記載をお願いしたいという意見がございました。これを踏まえまして、集合研修の頻度を追記してございます。

続いて、73ページをお開き願います。「監視業務の要件定義」でございます。ここのII「業務内容」の1「監視業務全般」の中の(1)の部分でございますが、「監視を安定的に維持するためには、監視が停止しない措置をとることが必要」という意見がございました。これはシステムの安定運用にとりまして非常に有益と思われましたので、これを採用いたしまして追記してございます。

なお、これに関連します記載箇所といたしまして、総合評価項目表の記載もあわせて修正してございます。

最後になりますけれども、79ページをお開きいただきたいと思います。「保守業務の要件定義」のII「業務内容」の1「ソフトウェアの予防保守」の(1)「予防保守」のイの部分、メジャーバージョンアップでございますが、「作業規模を把握するため、契約期間中のメジャーバージョンアップの回数を示してほしい」という意見がございました。これにつきましては、バージョンアップの時期とか保証期間が不明でございますから、現時点でメジャーバージョンアップの回数を明確に示すことはできないということでございますので、これに代わる措置といたしまして、メジャーバージョンアップを実施する場合の条件を追記してございます。

修正箇所は以上でございますけれども、若干補足させていただきます。9月14日の1回目の小委員会に提出させていただいた実施要項(案)の中では、入札参加資格に関する事

項の中で運用業務の受託規模の実績といたしまして、1,000人以上の規模のシステムの運用実績ということを書いてございました。前回の御審議を踏まえまして、これを総合評価の加点項目に移しましてパブコメに付したところでございます。この修正箇所を含めまして、入札参加資格に関する事項につきましての意見は特段ございませんでしたことを御報告させていただきます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○大山専門委員 監視機構の停止で二重化、冗長化の話があって、これを受けられるというのはそちらのお考えなので別にいいことだと思うのですが、ちょっと心配するのは、これは意見というかお考えを確認させていただきたいのですが、総合評価のほうで必須項目になっていますね。予定価格から見ると、普通こういうのをやるとある一定額の上昇がどうしても出る可能性があって、不落になる可能性がないかという心配が出てきます。そこについて、ある程度これに要する経費というのが、そこそこ何とか入るぐらいにお考えだというふうに、そこだけ確認させていただきたい。必須になっている以上そうなる可能性があるなと思ったものですから。

○小川課長補佐 今の御質問に関して私から回答させていただきます。

監視業務ですけれども、現状の監視業務でも有人監視を行っておりまして、今回につきましても、この事項を加えても予算内に収まるというふうに考えておりますので、今回の意見も取り入れて修正しております。

○小林主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今、御回答がございましたので、それで了解いたしました。

それでは、「農林水産省行政情報システムの運用管理業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 特にございませんが、これを受けまして、管理委員会のほうの決裁とかをやっただくこととなりますので、よろしく願いしたいと思います。

○小林主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知

らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

農林水産省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ競争が働くような入札にしていだきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、ありがとうございました。

○吉田室長 どうもありがとうございました。

（農林水産省退室、内閣府入室）

○小林主査 それでは、続きまして、内閣府の「消費動向調査」の実施要項（案）の審議を始めたいと思ひます。

本日は、内閣府経済社会総合研究所景気統計部中垣部長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願ひしたいと思ひます。御説明を15分程度でお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○中垣部長 中垣でございます。先生方には日ごろより消費動向調査の件につきましては御指導いただきまして、大変ありがとうございます。また、きょうはお忙しい中、お時間をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、資料C-2とC-3を用いまして、消費動向調査の実施要項（案）につきましてポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず、消費動向調査とは何かということなのですが、御案内のとおりかと思ひますけれども、消費者の意識や物価の見通しなどを把握して、景気動向の判断材料にするということで、昭和32年から長年にわたり行われている調査でございます。

また、本日、25年度以降の実施要項について御説明するわけですが、25年度には大きな変更を2点予定しております。1点目が、これまで訪問留置法で行われていた本調査を、来年度以降、郵送調査に正式に移行したいということでございます。2点目は、契約期間、これまで単年度で行っていたものを、25から27の3年間の複数年契約にしたいということでございます。これによりまして、民間事業者の方への影響ということですが、非常にざっくり申し上げますと、従来、調査員が毎月調査票を各調査世帯に置いていってまた回収するという2回訪問していた、そういう訪問回収業務が減ることになります。そしてまた、調査票の回収を、その分の回収業務、また、審査、督促等は直接事業者が行うことになります。また、複数年度契約ということになりますので、民間事業者様の工夫を生かした事業が実施できるのではないかと期待しております。

ただ、一方で大きな変更でございますので、その影響を調べるため、今、ことしの7月から9か月間にわたりまして、本来のここに反映させております訪問留置法の調査に加えまして、郵送による試験調査を並行して9か月間行っております。その状況につきまして

も実施要項のほうには情報開示をさせていただいておるところでございます。

また、もう一点、9月6日から28日に実施要項（案）につきまして意見招請を行いました。これにつきまして、1者より合計3件の意見が提出されております。それらについては全て実施要項（案）に反映しております。出た意見については、資料C-3にありますので、もしお時間ありましたらごらんください。

では、資料C-2に沿いまして、実施要項（案）のポイントを御説明いたします。御説明のポイントは、パブコメでの主な変更点、計3点になりますけれども、それから、郵送調査化に伴う主な変更点、その2つをポイントに御説明いたします。

まず、1ページ目の真ん中辺、I「消費動向調査の概要」の2「調査方法」に、25年度より郵送調査に変更ということが書かれてございます。また、その下の3「調査の規模」でございますけれども、見え消しで8,400と書いてございます。ちなみに、現在の訪問留置による調査数は6,720で行っております。一方、これはパブコメを出したときの数字が1万80なのでございますけれども、その時点では郵送調査によりまして回収率が50%程度に低下するという見込みを持っておりました。その見込みの根拠といたしますのは、平成21年に、これまた試験的に行いました郵送調査の回収率等を踏まえたものでございます。ところが、現在7月に開始しました試験調査の回収率というのが、7、8、9の実績について、回収期限を毎月20日で設定しておりますけれども、70%台でございました。こうしたこともありまして、先月、総務省への承認申請をとったのですけれども、そのときにも1万80というのはやや多いのではないかという指摘を受けたところもありまして、結果として見直しをしたという経緯がございます。

ちなみに、現在までの郵送調査の回収率につきましては、この冊子の25ページにございます。口で申し上げるだけでよければ、7月が76%、8月が76.2%、9月が72.6%ということで、やはり徐々に下がってきております。こうしたことから、来年度以降の調査における回収率は60%程度と想定し、結果として現行調査で得ている回収数が約5,000になるのですけれども、それと同じだけの票数を確保できるよう8,400と設定したところがございます。総務省さんからもこれで内諾を得ております。

次が、一番下の5「調査事項」でございます。(1)「消費者の意識」、次のページの(2)「物価見通し」から(5)の「世帯の状況」まででございます。基本的なフレームワークは郵送化においても変えない予定でございます。しかしながら、郵送化への移行に伴いまして回答者の負担というのはふえるわけですので、負担を減らすべく若干調査項目を減らしております。具体的にはレジャー時間がふえるか減るかという見通しと、それから、旅行の実績予定についての問いを今回からは削除というふうに考えているところがございます。

次に、IIの1「消費動向調査に係る請負業務の内容」でございます。その中で(1)「業務期間」は、平成25から平成27年度の3年間になります。

また、(3)「業務の引継」は、青字部分はパブコメでの意見を踏まえたものでございます。もともとは内閣府より本業務を開始するまでの間に引き継ぎを行うというような書き

ぶりになっていたのですけれども、契約後直ちに十分な引き継ぎをするという言い方にしております。これは、要はきちんと引き継ぎをするということをより明確にしたということでございます。

次に、右のページ、3ページの②「調査関係用品の印刷」でございます。ここで郵送化に伴いまして、新たに民間事業者の挨拶状を毎月調査票郵送時に同封することにいたしました。これにつきましては、7月から試験調査をしていく中で、今それを行ってくださっている民間事業者さんのほうから、やはりこういう表紙があって、いつまでに返送してくれということがきちんとあったほうがいいのではないかという御提案をいただきまして、新たに加えたものでございます。

4ページ目の一番下の④「実査」という項目がございます。「調査の依頼及び調査票の配布・郵送」でございます。要は、ここにはこれまでの訪問留置から郵送調査法に変えた後の姿が出ているわけなのですけれども、要は、どうなりましたかといいますと、まず最初に調査対象世帯を選ぶ段階では、依頼を行う段階では、今後も調査員が訪問してお願いすることにしております。ただし、調査票の配布については、最初の月は調査員の方が配布しますけれども、2か月目以降は郵送になります。また、その回収も郵送ということになります。

ちなみに、最初に調査員が直接行って調査の意義や目的を御説明して依頼をするというのは、私どもは非常に大切だと考えております。具体的には、今回におきましても既に始めている試験調査につきまして、1調査区当たり10件の協力を得るために、これはここには書いていないのですけれども、50世帯を訪問してもらっております。それだけの労力をかけて協力を得ているということで、これにつきましては今後とも続けていきたいと考えております。

また、5ページ目の上のほうに青字部分がありますけれども、最初に調査員が伺った際には、調査協力の受諾世帯に対しまして、世帯主の性別・年齢、世帯の就業者数などについて可能な範囲で確認して備考欄に記入するというところもございます。これはなぜかといいますと、7月が試験調査開始だったわけですけれども、その月にはやや不備のある調査票が多かったという状況があります。具体的には384件あったのですけれども、そのうち343件は世帯の状況のところがやや不備であったということもありまして、そのあたりのことにつきましては、書き方とか内容について、できるだけその場で最初に訪問したときに調査員のほうから御説明するなり聞いてくるなりするというのを考えております。

それから、このページの下の方の⑤「調査票の督促、回収」等々でございます。結局、調査員が訪問して回収するということができなくなる関係でここが新しくふえておりまして、アのところですが、督促はがきを未回収世帯に対して毎月1回送るということでございます。イは、その上で民間事業者が直接20日ごろまでに調査票の回収を行うということでございます。

次の6ページの上のほうですが、ウとエというのは、調査終了世帯へのお礼、また、エは調査協力に関する謝礼金につきまして、これも郵送するということが新たな業務でございます。

それから、⑥「照会対応」というのがございます。従来は、この照会対応の事務というのは調査票を受け取った時点で調査員が行い、また、それを受け取った時点で事業者が行うという2段階で行っていたわけですがけれども、今回からは直接事業者のみの実施となります。

さらに、右側のページ、(5)「納入物件と提出期限」につきましては、青字のところがありますけれども、従来はどうしていたかといいますと、調査票を回収した回答世帯についてだけの世帯属性情報を得ていたのですけれども、今回からはどのような方にお答えいただけなかったのかということも重要だと思しますので、調査票を送付した全世帯の世帯属性情報を入力したファイルを納品してもらうことにしたいと考えております。

次ですが、8ページの下の方に、4「業務遂行に当たり確保されるべき質」、質の問題に移ります。

9ページの(2)「目標有効回収率」でございます。ここにつきましては、冒頭申し上げましたように、当初、21年度の調査の結果なども踏まえまして50と設定していたのですけれども、これを各月60というふうに現在の試験調査の結果も踏まえて見直すということを考えておるところでございます。

なお、7、8、9の段階では70%台を何とか確保してきたわけでございますけれども、実際のところ、今の試験調査では、本調査と比べますと対象世帯数が少なく、要は、1調査区当たり世帯数10でございます。ただ、来年度以降は25、今の倍以上、2.5倍の世帯数を確保していくことが必要となっております。

そうしますと、10を確保するためにも今59件訪問しているというような状況を踏まえますと、なかなかこの1調査区当たり25となりましたときに、今までどおりの回収数を確保するのは難しいのではないかと、また、時間がたつと、これは各世帯につきまして15か月という長期の調査になりますので、低減していく傾向もあると考えられますので、60%を達成すべき目標と設定させていただいております。

また、9ページの下の方、7「契約金額の支払い」でございますが、(2)の「契約金額の精算払い」ということでございます。これは、要は、現在の財務省さんに予算をお願いしているわけですがけれども、60%の一定の目標回収数をとれるという前提のもとで予算が組まれております。さはさりながら、万が一、返送数が一定数を下回ったときには、そのことによって生じた使わないでいいお金、具体的には調査票の返送にかかる郵送料金について年度ごとに精算するという条項を新たに追加しております。これは財務省の御指摘を踏まえたものでございます。

最後に11ページ目以降が、「落札者を決定するための評価基準」につきましては、13ページをごらんください。13ページの中ほどに見え消しの部分が2つあるかと思っております。

これにつきましては、2点ともパブコメでいただいた意見を踏まえたものでございます。1つは、もともとの地の文が「過去3年以内に」というポツのところでございますけれども、「郵送調査法、かつ調査員が調査依頼を行う調査法による全国規模の調査」というのがややミスリードなのではないか。つまり、郵送調査で、しかも調査員が調査依頼をかけるということだと極めて限定されてしまって、要は、かなり限定的に対象を設定してしまうことになる。そうではなくて、郵送調査法について過去3年以内に経験があり、また、調査員が行う調査も実施しているということのほうがいいのではないかとということで、我々のもともとの趣旨もそういうことでもございましたので、そのように趣旨の明確化を図った。

また、「IS09001の認証を受けているか」というのが我々のもともとの案であったわけですが、20252を加えるのがより適切なのではないかとということで、IS09001が品質保証のマネジメントシステムであるのに対しまして、20252は調査の実務保証ということで、我々の調査を実施するためにも非常に重要な認証だと考えますので、これも加えたということでもございます。

あと1点、21ページ目にエクセルで「評価項目一覧」がございます。今回、郵送化ということで評価項目について若干の見直しを行いました。どこを見直したかといいますと、真ん中のところ、③「個別業務の実施方法」のア「調査員の確保・指導」ですけれども、ここに、今、ポツが4つありますけれども、もう一つポツがあったのを減らしております。もともとあったポツというのは、照会対応に関する調査員研修が用意されているかというものでございました。しかし、今後は照会対応を事業者が一括して行うこととなりますので、そこを削除しました。

かわりに、その下のオ「調査票の督促、回収（郵送）、礼状及び謝礼の郵送」というところを1項目ふやしました。すなわち、郵送化に伴いまして調査票の回収の難易度は非常に上がると考えておりますので、ここの配点を高くしました。そのために、具体的には3つ目のポツ、「業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか」というところを1つ足したという状況がございます。

あらかた以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見専門委員 それでは、今回、調査員調査から郵送調査に変わるということが大きな変更点で、それで回収率がきちんと確保できるかどうかということだと思います。そういう意味では、試験調査というのが非常に重要な情報なのかなと思いますので、24ページ、25ページに試験調査の結果が出されておりますが、まず最初、7月は調査員が訪問して調査依頼をして、協力しますよと言ってくれた世帯に調査票を置いていく。それが一般的には、10件とるのに50件ぐらい訪問しないとだめなのですか。

○中垣部長 59件です。

○逢見専門委員 それはどこかに載りますか。

○池本研究専門官 28ページにございます。

○逢見専門委員 ここの赤字のところですね。わかりました。それで、7月2日から回収が出ていますね。これは、7月1日に訪問した人でも、最初に2日には返ってきているということなのですか。そんなイメージですか。

○池本研究専門官 基本的には当該月の月上旬に調査員が依頼をかけることになるのですが、今回初めてだったということもありまして、少し早目に6月末から依頼をかけていたということもあります。

○逢見専門委員 6月末から行っているのですか。

○池本研究専門官 その関係で7月だけは回収のスタートが少し早目になっております。本来であれば8月、9月のように、8月であれば8月7日から回収スタートしてはいますけれども、こういったタイミングで動くことになると思います。

○逢見専門委員 15日が一応基準日になるので、大体その直前ぐらいに期日通知はがきを出して督促する。それによってどのぐらい効果が上がるのですか。やはり十七、八日ぐらいからふえてくるということになるのですか。

○中垣部長 あとは、どうも週末に書かれている方も多いです。

○池本研究専門官 やはり土日あけに戻ってくるのが多いなというのが、毎日の動向を見ていると感じられます。あとは、どちらかという、皆さん、16日投函締め切りですというのをきっちり認識されているようで、そこら辺を中心に回収がふえているなというのが結果として出ていると思います。はがきの効果と、あとは投函締め切りの周知の仕方と、そういったことで回収が上がるのではないかと思います。

○逢見専門委員 それで、一応20日が締め切りの日なのですが、いわゆる60%とかという目標を設定するのは各月だから、最終的には月末までに来たもので評価するのですか。それとも、やはり20日なのですか。

○中垣部長 郵送化をしましても、10月分につきましては、ちょうどきょうの2時に記者会見で公表してきたわけですが、要は、郵送化に伴いまして、事業者がこれを回収してから集計等々に要する時間というのが一定かかりますので、私どもとしては20日を今のところ締め切りにしたいと考えております。

○逢見専門委員 そうすると、9ページで各月60%という場合の各月というのは、各月20日の時点で60%ということの意味するということですか。

○中垣部長 さようでございます。

○逢見専門委員 それはどこかに書いてあるのですか。

○池本研究専門官 実施要項(案)の9ページの上に「目標有効回収率」があるわけですが、そちらの中で各月の納品物において有効回答となった世帯の割合ということでの記述がございまして、納品物の納品の日につきましては、別のページで各月何日までというこ

とを示しておりますので、そこから作業日数を逆算していきますと、実施要項の中にあるように 20 日ごろの回収締め切りにしないと間に合わないのかと思います。7 ページに提出期限ということで、成果物の納品日が各月ごとに示されておりますけれども、大体各月 26 日ごろに出していただくということでして、それに合わせるためには 20 日ごろに回収を締めないと、作業的には恐らく間に合わないだろうと。

○逢見専門委員 そうすると、有効回収率というのは、納入された時点ではかるのですか。

○中垣部長 そうです。

○逢見専門委員 納入された時点というのは、月末ですか。

○中垣部長 26 とか。

○逢見専門委員 26 とか 27 ですか。

○中垣部長 はい。

○逢見専門委員 要するに、これを読んだ人たちが、どこまでに回収したら 60%と言えるのかというのが明確にされないと、60 というのはいつまでに達成しなければいけないのかをもうちょっとはっきりしたほうがいいのだろうと思うのです。だから、20 日と書くなら 20 日と書くし、あるいは納入期限においてということならば、そういうふうを書く。

○中垣部長 20 日ごろというふうに申し上げているのは、実は 20 日が日曜日だったらどうするかというのが我々の悩みでして、もちろん取り込めるまでは取り込みたいと思っておりました。ただ、御指摘を踏まえて、どこまでというのが何らかわかるような工夫をさせていただくということでよろしゅうございますか。

○逢見専門委員 はい。

○小林主査 結果としては、7 ページに書いてある表の納入期限で提出されたアウトプットを見て、プロダクトを見て、それで有効回答数が何%かというのをチェックするということですね。

○中垣部長 はい。

○小林主査 だから、それがわかるようにしていただければいいと思います。

○中垣部長 はい。書き方を工夫させていただきます。

○逢見専門委員 あと、60 という数字がいいのかどうかということで言うと、試験調査では割と高目に出たけれども、もっとサンプルがふえれば回答率が下がることもあり得るので 60 としたということでもいいのですか。

○池本研究専門官 はい。

○中垣部長 それから、何といても、まだ最初の 3 か月でございまして、15 か月間持続するということだと、かなりそこで脱落する世帯というのを残念ながら想定しないといけないのかなと。

また、類似の調査ということで探してみましたところ、総務省さんの家計消費状況調査というのがございます。これは、訪問留置と郵送を併用している調査なのですが、やはり郵送での回収率というのは平均で 60%台ということでして、このぐらいで設定させ

ていただくのが現実的ではないかと考えております。

○宮崎専門委員 確認なのですが、この60%という設定がいいかどうかというのを判断するための参考としてなののですが、24ページ、25ページの試験調査されている7、8、9月の実施の仕方なのですが、この参考情報だけだとちょっとわからないものですか、サンプルの母集団というのは、最初は訪問されていると思うのですが、この最初に選ばれた10件というのは、実際の本調査で実施するやり方、58ページ、59ページにあるように、乱数を用いたランダム抽出というものをを用いて最初の7月の10世帯というのは選ばれているのか、あるいは6月以前に協力をいただいていた方にたまたま10件置いたのか、どちらですか。

○中垣部長 前者です。要は、全く今までと同じ方法でやっております。

○宮崎専門委員 であれば、実際のやり方と同じでこれぐらいの率が出ていたということですね。

○中垣部長 同じでやっております。

○小林主査 先ほど御説明あった28ページの参考の試験調査のところの7月依頼時、59世帯というのは、前に移したほうがよくないですか。だから、これは従来の実績というよりはトライアルの部分なので、それを24ページの説明のところにつけ加えたほうが。

○中垣部長 わかりました。よりわかりやすく。

○小林主査 そのほうがわかりやすいと思います。

○中垣部長 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 もしあわせて可能であれば、58、59ページに書いてあるように、この世帯数が本調査と同じやり方でランダム抽出したところに訪問したというのを。

○中垣部長 やった結果、こうなっているというのをおあわせてわかるようにすると。

○宮崎専門委員 そうですね。

○中垣部長 わかりました。ありがとうございます。

○逢見専門委員 あと、精算のところなのですが、9ページの7の(2)で、「各月の返送数が4,500世帯を下回った際には、年度ごとに精算」と。その上のところで落札者と協議により、支払い時期・回数を決定するとありますね。それは多分、年に数回ということが想定されているのだらうと思うのですが、4,500を下回った場合は年度ごとというの、そこは年1回になるということですか。

○中垣部長 精算は年度ごとに行うのですが、評価は毎月の回収数で行います。4,500を下回った月が何月あって、それが何世帯下回ったのかということから金額を算定いたします。

○逢見専門委員 それは、上の支払い時期・回数の中で、その部分が4,500を下回った場合の郵便料金は減額されて精算されるという意味ですか。ちょっと年度ごとというのがよくわからなかったのです。

○中垣部長 (1)との整合性ということですか。

○逢見専門委員 上のところは契約金の支払い額及び支払い時期・回数を協議して決定するとなっているところが、次のところでは年度ごとにといったときに、そこはいつ、どのようにしてもらえるのかなというのがちょっとわかりにくいのかなと思ったのです。

○中垣部長 要は、(1)に書かれている全体につきましては、まさに(1)にありますように支払い額及び支払い時期・回数は協議の上決めるということにさせていただければと思うのですけれども、一方で(2)の精算払いの条項につきましては、かなり計算等々実態把握、また、幾らかかるかということにつきまして手間のかかる作業でございますので、この点につきましては年度に1回というふうにさせていただければと思うのです。

○小林主査 現在は、委託費の支払いというのは年間どのようにやっていたのですか。

○池本研究専門官 今は事業者さんと相談して、四半期に1回です。

○小林主査 四半期に1回ということは、契約金額全体のクォーターを払うという意味ですね。

○池本研究専門官 おおむねそうなります。

○小林主査 そうしたら、クォーターをそれぞれ払っていて、最終の支払いのときに、もし年間通じて4,500世帯を下回った部分があったら、その郵便料金は第4・四半期に払うときにそこから控除するということですね。

○池本研究専門官 もし四半期であれば、そうなります。

○中垣部長 最後の期にということになります。

○小林主査 最後の支払いのときに減額するというふうにすれば明確。

○逢見専門委員 年度の最終支払い時期にとか。

○小林主査 精算をするというふうにすれば明確ですね。

○中垣部長 どういう契約形態になるかというのはこれからですが、年度の最後の支払いのときにということが明確になる言い方を考えさせていただきます。

○小林主査 そうですね。これは多分今のでいいと思うのですけれども、4,500世帯というのがすごい気になって、それは何%なのだろうと。53%、54%ぐらいですね。

○中垣部長 はい。

○小林主査 だから、サービス水準として、求めるサービスの質が60%というふうになっていたのではないですか。それが、やはり54%を下回るとだめでしょうというのが財務省さんですよ。

○中垣部長 要は、60%の1割ということをやりますと、御指摘のとおり、54ということのでこの数になるのです。

○小林主査 ある意味、そこは明確に位置づけられないのかというのが一つの案で、つまり、60%を達成することとするでサービスの水準を求めていますけれども、そこに書くかどうかですけれども、契約金額の支払いについて記入するだけではなくて、つまり、事業者さんにやはり努力してほしいですよというメッセージを伝えたいのではないかと思ったのです。だから、実質的には郵便料金の実費なので、そんなにインパクトはない

のですけれども、54%を下回る、つまり、回収率が4,500世帯を下回った場合には、郵便料金の精算払いという減額措置が委託費に対して働きますよというのを、目標有効回収率のところに書いたほうがよくないですか。ある意味、ディスインセンティブにもつながるというか、精算はペナルティー的な感じではないですか。だから、ちょっとつけ加えたほうが。

○中垣部長 (2)のところに精算払いが生じるよということを書くと。

○小林主査 4,500世帯を下回った場合には、郵便料金の精算払いが。

○中垣部長 7の(2)のとおり生じると。

○宮崎専門委員 それで、今の9ページの(2)のところですが、最初の四半期であれば最終の第4・四半期に精算することがわかるようにということだと思いののですが、「年度ごとに精算を行うこととする」という表現が少しわかりづらいようにも思いますので、年度ごとに契約金の支払い額から減額するというふうに明確に書いていただいたほうがよりわかりやすいのではないかと。

○小林主査 先ほどの案は、年度ごとに最終支払い。

○逢見専門委員 年度の最終支払い時期に精算する。

○小林主査 精算するというふうに書くという修正をする。

○宮崎専門委員 年度ごとの最終支払い時に契約金額から減額する。

○小林主査 ほかに。

○廣松専門委員 まず、有効回収率を60%にするということに関して、調査の種類によって考え方が違うのだらうと思うのですが、この消費動向調査の場合は、どちらかという速報性というのが大変重視される調査ですので、確かに少し時間的な余裕がある調査であれば、ぎりぎりまで待つということは可能だらうと思いますが、公表日もほぼ決まっていることだし、24、25にある試験調査で70%強のところを60%に設定するというのは、そこは多分妥当だらうと思います。

それとはちょっと違う観点で、今回、調査票を送付した全世帯の世帯属性の情報も業者のほうから報告をしてもらうということになっているのですが、その情報に関して、途中で代替標本を取ったときには、その扱いはどうするのですか。例えば、半年間やっていて脱落して、代替標本をとったとして、そのときの世帯属性というのはどういうふうに取り扱うかということなのですから。

○中垣部長 新しい調査世帯の属性をまた報告いただくことになります。

○廣松専門委員 そういう形で情報を集めることはいいのですけれども、最終的な集計なり公表のときに、その情報をどう取り扱うかということが問題になると思うのです。せっかく属性情報というのは貴重な情報が得られるのであれば、それをどういうふうに、例えば今まで6か月間協力していた世帯が新しい代替標本としてかわったときに、では、かわった後の世帯属性とその他統計数値との関連をどういう形で調整をするかということが残るような気がしたのですが。

○池本研究専門官 集計票上は集めた調査票での属性別に集計しますから、継続の方も代替の方も含めた形で。

○廣松専門委員 原則として、一般的には代替標本をとるときに、それまでの世帯になるべく近い属性を持つ世帯を代替標本として選ぶのだろうと思いますけれども、集計のときに、この世帯属性情報をどう使うのかということ、業者のほうにやってもらうのか、あるいは内閣府で集計が上がってきたときにそれを調整するのか、検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

あとは、現状をお伺いできればと思うのですが、例えば 24 ページにグラフがありますね。平成 23 年度ですけれども、世帯別回収率で、単身世帯のほうが一般世帯より回収率がいいというのは、ぱっと見たときに不思議に思ったのですが、何か説明をいただければと思います。

○中垣部長 この 23 年度は訪問留置のデータでございまして、ちなみに 23 年度の訪問留置ですと確かに単身のほうが高くなっているのですが、一方で 25 ページの参考 2 に、今の試験調査での単身、一般の回収率の別を掲載させていただいておりまして、それを見ますと、一般世帯のほうが高くなっておりまして、やはり単身者の方からの回収率が若干低いという状況になっております。

○廣松専門委員 これは、参考の数値は郵送ですね。

○中垣部長 はい。

○廣松専門委員 23 年は訪問留置でやって、こういう結果になっている。実績ですね。

○中垣部長 実績はこうなっております。

○廣松専門委員 単身世帯のほうに全ての月を通じて多いというのが、一般的な考えからすると、ちょっと不思議だなというふうに思ったのです。

○中垣部長 そこは、このようになっているということなので、済みません。

○椿専門委員 今の質の確保の 60%ということなのですが、これは、もちろん当初の読みというのに関して言えば、最終的な月別回収率 5 割ぐらいまで落ちるのではないかと郵送調査でなっていた。今回 7 割ぐらいのところになって、これは調査ということだけに関して言えば非常にいいことだとは思いますが、基本的に 5,040 のサンプルサイズを解析用に確保しないと、これまでのいわゆる標本数を確保できていないということになることから、8,400 に対してはおおむね 60%を確保してもらわないと困るという、これは、絶対に守っていただきたいという意味での 60%ということですね。

もちろん、先ほどのペナルティーをかけるということに関しては、当初の読みの中の 5 割という最悪状態もあるから、ここの部分に関しては五十数%、50 と 60 の間ぐらいのペナルティーということもおおむね妥当ではないかと思うのですが、一方で、現在の 72%ないし 70%というときに、15 か月間で 10%以上の脱落が生じるというのは、それほど好ましい状況ではないのではないかという直感がございまして、ですから、60%は質の確保上最低守らなければいけないということで妥当だとは思いますが、いわゆる調

査会社さんに対しては、この最初の月に確保した7割なら7割に対して、おおむね10%ぐらいの脱落にとどめるような努力目標というのは示されたほうがよろしいのではないかと。15か月ですから、10%というのはなかなか厳しい数字かもしれないけれども、それぐらいは守らせるというような勧告というものが別途あってもいいのではないかと思うのです。質の確保としては60%という数字を絶対に守ってくださいで、標本設計からして構わないのではないかと思います。

○小林主査 競争を高めるといった意味では、業者さんに新規参入していただくという観点からすると、この試験調査は今までやっていらっしゃる者がやっていらっしゃるのですね。だから、訪問留置の調査をやっているときのノウハウを持っていらっしゃる方がやっているのですね。

○中垣部長 はい、そうです。

○小林主査 だから、そのときに、過去の経験からのノウハウみたいなものがあって、先ほどの参考の59世帯のうち、協力を得られた世帯数はこんなものでしたみたいなものがあったとしても、15か月間回答していただけるといったところでの標本抽出みたいなところのノウハウがあったのではないかというふうに思えて、そうすると、最初の実査に入る前の部分のプロセスというのが非常に重要なポイントになりますといったことの強調というか、それが何かあったほうがいいかなという感触はあるのですけれども、それをどうやって入れたらいいのかは、説明会で説明するのか、あれですけれども。

○中垣部長 説明会はしますので、そのときには、要は21年の試験調査のときの郵送調査のときには、ただ送って返してもらおうと、そのときは回収率が30%台であったわけです。ですので、そういうところとの違いといいますか、訪問することでこれだけ違うのだということは説明させていただければと思います。

○小林主査 それはとてもいいと思うのですけれども、そうしたら、この調査は一応、最初の月は依頼を実際にしますということと、依頼を実際にしてこの結果が出ましたということと、単純に郵送だけでやったときの結果というのは参考にはならないですか。そのギャップというか。だから、そこにノウハウというか、そこにポイントがあるというので、前回、郵送だけでやったときはこんなのでしたという、消えているのですけれども、27ページのところの回収率、これは52%で、50%でしたみたいな、ここは参考情報になるのではないですか。

○中垣部長 それは入れさせていただきます。

○小林主査 それを入れたら、ノウハウというか、重要な競争の観点というのが出てきますね。

○逢見専門委員 入札説明会でそのところが最初に調査員がしっかり依頼するということが、回収率を高めるために非常に有効であるということはしっかり説明したほうがいい。

○尾花副主査 表現の確認なのですが、9ページの「目標有効回収率」を下回る見込みとなった場合にとられる措置ということで、「有効回収率の向上に係る対応策を講じること」

とあるのですが、それは下回る見込みとなった月のですか、それとも翌月以降のということでしょうか。

○中垣部長 そのとき、当該月からということですか。

○尾花副主査 そうすると、例えば4月であれば26日に納品物があつて、納品する二、三日前に60%を切るとわかつた途端に内閣府と協議し、さらに4月の回収分を高めるべく何か対応策を講じるということになるのですか。

○中垣部長 まさに難しいとは思ふのですけれども、毎月きちんとしたものを出していかないといけないという観点からは、できるだけ遅滞なくということですか。

○尾花副主査 わかりました。さらに、恐らく、別にこれはディスインセンティブがあるわけではないのですが、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後というのが9ページの7の(1)にあつて、所定の金額を支払うということ、その根拠になるものがⅧ-1の報告とⅡ-1-(5)の納入物件なのですが、例えば報告の一内容として、当月の向上に係る対応策及び翌月からの何かとるべく施策みたいなものを報告していただくということで、60%を翌月以降にも確保していただくような施策について御報告いただくというのが明確になるといいのではないかと思つたのですが。

○中垣部長 報告内容に加えるということですか。

○尾花副主査 はい。

○中垣部長 8ページ目の下のほうに、4「業務遂行に当たり確保されるべき質」の(1)「業務の適正かつ確実な履行」で、要は、こういうことがきちんに行われたのかどうかということを報告してもらつたということ、調査票の審査、修正や、十分な回収数の確保ということを書かせていただくかどうかですか。

○尾花副主査 イメージとしては、16ページにいろいろな報告書を出すということになっているかと思うのですが、そのどこかの中に、例えば前月の回収率が悪かつたことを翌月も起こさないための何か施策、講ずるべく対応策みたいなものを納品すべき報告書の中に入れてはいかがでしょうか。

○中垣部長 ⑦が「調査票の配布・回収(郵送)の状況」ということなので、ここに回収のために講じた措置とかいうことを書かせていただくということですか。

○尾花副主査 はい。

○小林主査 ほかはよろしいですか。

今いっぱい出たのですけれども、事務局、ちゃんとフォローは。

○事務局 今いただいた御指摘につきましては、ぜひ統計部さんと相談して、また先生方に。

○小林主査 記載ぶりを変えるところと情報を追加するところと、9ページ、24ページ、25ページを中心にしていろいろあつたと思うのです。あと、今の尾花委員の16ページの部分でよかつたですか。それを整理していただいて、その結果をまた委員に送付していただいで確認するという手続でよろしいですか。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 今、御指摘いただいたものについて整理して、またお送りさせていただきます。

○小林主査 それでは、調整事項がありましたけれども、それを事務局と検討していただいて、その結果を委員にフィードバックしていただいて、委員が確認して、それで本実施要項（案）について、その確認をもって審議をおおむね終了したものというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、先生方、よろしいでしょうか。委員に確認していただいた上で、改めて小委員会を開催せずに実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員の先生方におかれましては、本日、確認できなかった事項等がありましたら事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただいた上で委員に結果を送付していただきたいと思ひます。

内閣府におかれましては、今の修正事項をよろしくお願ひしたいということと、その上で、ぜひ 60%を達成するべく、そういう事業者さんを選定していただいて、実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございます。

○中垣部長 ありがとうございます。